

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第一編 両条約の締結と労働政策

第二章 労働政策の基調

「健全な労組」の育成 四月四日、関東経営者協会第六回定時総会で、保利労働大臣は挨拶を述べ、T・W・Iや安全教育の問題とともに、「健全な労組」の育成には、「使用者各位の御努力が与って力あったもの」として感謝の辞を捧げた。

政府はかねがね健全な労働組合の発達と合理的労使関係の確立のために努力してきたが、最近に至り労働組合も、過去の破壊的組合運動に反省、検討を加え、いわゆる自由にして民主的な方向に進んでまいり、これに伴い労使関係においても労使間の紛争は過去におけるが如き極左破壊的色彩をうすめ純然たる経済的争議たるの性格を示すに至り、しかもかかる紛争をできる限り労使の自主的な交渉で解決しようとする傾向がみられるに至ったことは基本的には労使関係の安定化を示す健全な動向と認められるもので、このような趨勢に立ち到りましたことについては、国民一般の批判並びに労働組合員の貴重な経験に基く自覚もさることながら、使用者各位の特に終戦当初の混乱期に種々の困難を乗り越えて使用者団体を組織し、労働関係の合理化に尽力された皆様方の御努力が与って力あったもので、今後益々労働関係を合理化するために御努力下さるよう、特に合理的労働協約の基盤の上になつた労働関係の安定を図ることに格別の御配慮を払われるよう期待するものであります。

次に従業員教育の問題については政府としては、一昨年以來労働関係の実情に即応してT・W・I方式による監督者訓練の普及に努力致しておりますが、さる一月米国のT・W・I専門家の来訪を得ました。従業員教育の重要性に対し今後更に積極的な御協力をねがう次第であります。

次に労働基準行政上、目下最も重大な問題となっておりますものに産業災害の問題があります。終戦以來、産業災害が少なくなかったことは御承知の通りであります。特に最近増加の傾向を示し憂慮すべき状態にあります。この種災害は、被害者の損害はもとより工場、事業場にとっても好しからざる出費であり、生産低下の原因ともなるものでありますので政府としては、下部機関を通じて安全運動を活発に行い、安全教育の徹底と施設の改善をはかるように注意致しておりますが、災害防止には労使双方の深い関心と御協力なくしては不可能であります。このためには合理的経営の一環として、施設の改善に御努力されるとともに、職場の安全教育の徹底に、一層の注意を払われるように希望する次第です。

最後に、最近ILO関係諸会議、米国労働事情の視察等を通じて、労働関係における国際的接触も深まっておるのであります。講和問題も具体化しつつあり、日本が再び国際社会に正式に復帰する日も近づきつつある今日、I・L・Oより後進国の技術援助のための技術顧問団に参加すべき技術者の推せん依頼を受けましたことは、世界各国のわが国に対する深い信頼と好意のあらわれであり、わが国のI・L・Oへの正式復帰にも大きな希望を与えるものとして喜んでおるのであります。

全国労働委員会会長会議が、四月一二日にひらかれ、その席上、占領軍のブラッティ労働教育班長は、争議解決と労働委員会の役割、不当労働行為の取扱機関、労働組合法の改訂、仲裁制度などの諸問題について、つぎのように政策を述べた。

炭坑ストライキ直後における中労委の反省、朝日新聞の社説、参議院における論議等にあられた意見を総合しても労使間の直接交渉によって争議が解決することによって、労働委員会の重要性が減少したとする説には賛成できない。勿論労働争議の理想的な解決は第三者の介在なくして、当事者間で直接に交渉解決さるべきであることは明白であり、且つ基本的事実であるが、日本の労働争議は給与体系が複雑であり各産業部門別に専門家の委員を設置して斡旋する必要も生じてくる。たとえ直接交渉になっても労働委員会は何時でも希望されたとき援助を与えるよう待機していなければならぬ。しかし委員会是一種の最高交渉機関ではないと思う。現在は不当な重荷が労働委員会にかかっている。

労働委員会の機構改革は労働界の最も注意をひいている問題だが、必要な改革はおくらせてはならない。三者構成制度の効果も不当労働行為事件を扱うに当っては相当疑問があると思う。不当労働行為は司法的手続の範囲に入るから、これを三者構成の委員会にかけるとは或る意味では単純な司法問題を政治的問題に転換することになるおそれがある。不当労働行為にたいして委員会の権限を明確強化するためには、ある程度の改訂を行う必要がある。不当労働行為の告訴は県又は地方の何れかについて半司法的資格で執行する機関が取扱うのが最もよい。

労組法の改正は不可避と思うが、それは団体交渉単位の決定と交渉代表者のために手続きを決定する法律条項の追補である。そして交渉単位の決定は労働委員会の権限内に入ることが正当な機能であると思う。また委員会の委員が斡旋員としてはたらく場合にさまたげとなっている現在の労調法の制限を撤廃することにも賛成である。時が経過して労使がともに労働争議の仲裁原理と慣行をうけ入れるようになった時には、委員会の委員が専門的知識を有する仲裁者の全国的な候補名簿に登載されるよう希望する。

労働協約中に仲裁制度を入れることは一つの発展を意味するものであり、労働者側は労働協約の範囲内で争議を決定する最良の制度として認めることになろう。そして協約中に協約の有効期間中はストライキやロックアウトを不法とする平和条項を挿入するためには日本の産業平和の一般的制度として仲裁を採用することが必要になると思う。これらの点よりみて今後労働委員会の仕事が増加することがあっても減少することは考えられない。形式的機能は変っても産業経済の恒久的機関となることは間違いない。

国際自由労連は、五月一八日附の吉田首相宛書簡で、日本政府が労働者の利益および労働運動の自由を阻害していると抗議したが、これに対して、六月二日、寺本労働省事務次官は、オルデンブローグ国際自由労連書記長に回答を發した、しかし、この問題も、文書の交換以上には進展しなかった。

拝啓 五月一八日附内閣総理大臣宛の貴下の書簡に答え、私は我国政府に代って、国際自由労連が我国の労働組合運動に寄せられた積極的な関心に対して感謝の意を表する次第である。我国政府の労働政策は、自由にして民主的な労働組合の健全なる発達の促進を目的としている。この点に関しては、我々の目的は完全に貴労連の目的と一致している。

終戦以来我国政府の最大の目標は、我国をして、平和と民主主義を目的とする独立国家として、国際社会における名誉ある一員たらしめることである。我々はこの目標達成のためには、自由にして民主的な労働組合の発達を促進し労働者の最低の労働条件及び生活条件を確保することが肝要であると考え、占領軍当局の指導の下に、立

法その他種々の手段を強力に実施し、大きな成果を挙げてきたのであって、このことは貴下の熟知するところである。これらの政策は、今日といえども何等変更されているものではなく、又占領終結後も何等変更されないであろうこと及び占領中の法規の改正が検討される場合にも、それはこの様な政策の変更を意味するものではないことをここに確言する。

戦争により荒廃した我国は、今尚再建途上にあり、我国の経済復興は、国の総力を挙げての努力を要する極めて困難なる仕事であり、これは、労働者を含め社会のあらゆる分野の献身を要するものである。

いかなる国、いかなる時においても、民主主義は国民の一部の利益が国民全体の利益に優先することを許さない。従って我国における労働者の利益、労働組合の活動も亦、このような意味における公共の福祉によって優先されなければならない。

然し乍ら我国政府は、労働者の利益及び労働運動の自由を促進するために最善を尽して来たのであり、このことは事実によって明らかに立証される。例えば、連合国最高司令官からの命令に基いて公布された一九四八年七月の政令第二〇一号と、同年九月に施行された国家公務員法及び一九五一年の地方公務員に対する制限ができる限り緩和されていることによっても判る。更に、国鉄職員の給与に関する公共企業体仲裁委員会の裁定及び政府職員の給与に関する人事院の勧告が極めて困難な政府財政にも拘わらず最大限に履行されている。

以上述べた所を以て、我国政府の立場を説明するに十分であると確信する。貴労連が我国の労働運動に対し将来に亘って協力及び助言をされることを期待すると共に、貴下が希望されるならば上述に関し十分な資料と正確な情勢を貴下に提供する用意がある。敬具

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
